

業務区域と判定対象建築物

一般財団法人ベターリビング

業務区域(建設地)	判定対象建築物
北海道全域	判定を要するすべての建築物
青森県全域	判定を要するすべての建築物
岩手県全域	判定を要するすべての建築物
宮城県全域	判定を要するすべての建築物
秋田県全域	判定を要するすべての建築物
山形県全域	次のいずれかに該当する建築物 <ol style="list-style-type: none"> 1. 延べ面積が10,000㎡を超える建築物 2. 高さが31mを超える建築物 3. 山形県内に判定の業務を行う事務所を置く機関が構造計算適合性判定業務規程により判定を行わないこととした建築物
福島県全域	判定対象の建築物(2以上の部分がエキスパンジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物にあっては、当該部分)が、延べ面積10,000㎡超のもの
茨城県全域	【本部(東京)】 判定を要するすべての建築物 【名古屋事務所・大阪事務所】 判定はお受けできません。
栃木県全域	判定を要するすべての建築物
群馬県全域	判定を要するすべての建築物
埼玉県全域	判定を要するすべての建築物
千葉県全域	【本部(東京)】 判定を要するすべての建築物 【名古屋事務所・大阪事務所】 判定はお受けできません。
東京都全域	判定を要するすべての建築物
神奈川県全域	判定を要するすべての建築物
新潟県全域	次のいずれかに該当する建築物 <ol style="list-style-type: none"> 1. 【計画通知を除く一般建築物】延べ面積が2,000㎡を超える建築物 2. 【計画通知】延べ面積が10,000㎡を超える建築物 3. 限界耐力計算やエネルギー法による建築物

業務区域(建設地)	判定対象建築物
富山県全域	<p>次のいずれかに該当する建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 延べ面積が2,000㎡を超える建築物 2. 高さが20mを超える建築物 3. 限界耐力計算やエネルギー法による建築物 4. 延べ面積が2,000㎡以内かつ高さが20m以内の建築物のうち、当該建築物を業務範囲とする他の判定機関が判定できない建築物 5. 一の申請又は通知において前号に掲げる建築物と同時に申請又は通知される別棟の建築物
石川県全域	判定を要するすべての建築物
福井県全域	<p>次のいずれかに該当する建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 構造計算に係る床面積(法第20条第2項の規定に基づき別の建築物とみなすことができる部分が2以上ある建築物については、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積(以下同じ。))が5,000㎡を超える建築物 2. 構造計算に係る床面積が5,000㎡以下の建築物のうち一般財団法人福井県建築住宅センターが定める構造計算適合性判定業務規程の業務の範囲に含まれない建築物 3. 一の確認申請に係る計画において、構造計算適合性判定を要する建築物の部分が2以上で前2号に掲げる建築物を含む場合は、前2号に掲げる建築物以外の建築物も判定対象とする。
山梨県全域	判定を要するすべての建築物
長野県全域	判定を要するすべての建築物
岐阜県全域	判定を要するすべての建築物
愛知県全域	<p>【名古屋事務所】</p> <p>判定を要するすべての建築物</p> <p>【本部(東京)・大阪事務所】</p> <p>次のいずれかに該当する建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一の建築物につき床面積の合計が10,000㎡を超える建築物(2以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)の判定 2. 限界耐力計算やエネルギー法による建築物
三重県全域	<p>一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 限界耐力計算やエネルギー法による建築物 2. 県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物 3. 一の判定対象部分の床面積が5,000㎡を超える建築物(名古屋事務所・大阪事務所で判定を行うものに限る)
大阪府全域	<p>【大阪事務所】</p> <p>判定を要するすべての建築物</p> <p>【本部(東京)・名古屋事務所】</p> <p>判定はお受けできません。</p>

業務区域(建設地)	判定対象建築物
鳥取県全域	判定を要するすべての建築物
島根県全域	<p>次のいずれかに該当する建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原則として、延べ面積2,000㎡を超える建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物にあっては、当該部分。以下同じ。) 2. 前号の規程の適用にあたっては、一の判定において判定の求めに係る建築物が2以上あり、いずれか一の建築物が前号の建築物に該当するときは、判定の求めに係る建築物すべてを前号の建築物に該当するものとみなす。
岡山県全域	<p>次のいずれかに該当する建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 延べ面積が2,000㎡を超える建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物にあっては、当該部分。以下同じ。) 2. 特殊なものの(限界耐力計算法による計算及び大臣認定プログラムのうち知事が別途指定をするもの以外のプログラムによる計算) 3. 業務を行う事務所を岡山県内に置く全ての判定機関が、当該判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物に関する業務 4. 前号の規程の適用にあたっては、一の判定において判定の求めに係る建築物が2以上あり、いずれか一の建築物が前号の建築物に該当するときは、判定の求めに係る建築物すべてを前号の建築物に該当するものとみなす。
広島県全域	<p>次のいずれかに該当する建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 延べ面積が1,000㎡を超える建築物(法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による一の確認申請又は法第18条第2項若しくは同条第4項の規定による一の計画通知における別棟(法第20条第2項の規定により別の建築物とみなすものを含む。)で延べ面積1,000㎡以下の建築物(以下、「附属建築物」という。)を含む。)のうち、広島県内に事務所を置く全ての判定機関が判定することができない建築物 2. 認定プログラムによって安全性を確かめた延べ面積が1,000㎡以下の建築物(延べ面積が1,000㎡を超える建築物の附属建築物を除く。)
山口県全域	<p>次のいずれかに該当する建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 延べ面積が3,000㎡を超える建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物にあっては、当該部分。)に係る判定の業務 2. 限界耐力計算やエネルギー法による建築物 3. 他の判定機関が、準則等の規定により判定できない建築物に係る判定の業務 4. 上記業務の対象となる建築物と同一の建築確認申請に係る他の建築物の判定業務
徳島県全域	判定を要するすべての建築物
香川県全域	判定を要するすべての建築物
愛媛県全域	判定を要するすべての建築物
高知県全域	判定を要するすべての建築物
佐賀県全域	限界耐力計算やエネルギー法による建築物
大分県全域	<p>次のいずれかに該当する建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 構造計算に係る床面積(建築基準法第20条第2項の規定に基づき別の建築物とみなすことができる部分が2以上ある建築物については、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積)が5,000㎡を超える建築物 2. 建築基準法施行令第81条第2項第一号ロに定める構造計算による建築物 3. 全ての大分県指定判定機関の構造計算適合性判定業務規程において業務の範囲に含まれない建築物、及び全ての大分県指定判定機関が判定できない建築物 4. 前各号に掲げる建築物を含む一の申請又は通知に係る建築物